

MyVISA FAQ 公式FAQ 日本語まとめ（和訳要約）

対象ページ: <https://malaysiavisa.imi.gov.my/faq> / 最終更新表示: 2025年12月1日

注: 本資料は、取得できたMyVISA FAQの英語原文をもとに、日本語で分かりやすく再構成・要約したものです。正式判断が必要な場合は、必ず公式FAQ原文とMyVISAチャットサポートで再確認してください。

1. 全体概要

- MyVISAは、外国人がマレーシア入国用の電子ビザ（eVISA）をオンライン申請するための公式プラットフォームです。
- eVISAは、主に社会訪問（観光、家族訪問、短期商用など）のための入国に使われます。就労・留学・VDR案件などは、別の承認書（VDR / eVAL）を前提に申請する仕組みです。
- FAQには「イスラエル、北朝鮮からは登録・ログイン不可」と明記があります。
- eVISAはマレーシア国内からは個人申請できません。個人は入国前に取得する必要があります。

2. General（一般案内）

- eVISAは、特定31か国籍に対して必須とされる制度として説明されています。ただし、国籍や入国目的によっては、通常のeVISAではなくVDR（Visa With Reference）が必要です。
- 申請可能場所は「世界中から可能。ただしマレーシア、イスラエル、北朝鮮を除く」とされています。
- eVISAは、単回入国用のSEV（Single Entry Visa）と、対象条件に応じたMEV（Multiple Entry Visa）があります。MEVは各回30日滞在が基本です。
- 処理期間は2～7営業日です。土日、マレーシアの祝日、その他特定国の休日は含みません。
- さらに、書類不備、追加書類要求（query process）、面接対象、システム障害、通信障害、停電、自然災害などはこの2～7営業日に含まれません。
- 少なくとも14日前までの申請が推奨されています。
- 1アカウントで最大5名分、同時に最大5件まで申請できます。
- ただし、本人以外が代理申請することは推奨されていません。FAQでは「申請者自身で申請することを強く推奨」とされています。
- 第三者やエージェントが申請した場合、ビザ状況確認はその第三者に問い合わせるよう案内されています。移民当局は第三者申請由来の問題に責任を負わないとしています。
- 有効な旧ビザがある場合、新しいeVISAが承認されると旧ビザは自動的に失効します。新規eVISAが却下された場合は旧ビザが有効のまま残ります。
- eVISAの有効期間は通常発行日から6か月です（外国人労働者カテゴリは3か月）。
- eVISAは入国保証ではありません。最終的な入国可否は、マレーシアの入国審査官の判断に委ねられます。
- eVISA取得後、入国時には有効な旅券、eVISA印刷物またはデジタルeVISA、搭乗券や旅程、復路航空券（必要な場合）、宿泊証明、その他補足書類の提示を求められることがあります。
- 申請は現在いる国から行えるとされていますが、その場合は「その国に滞在または居住している証明」が必要です。
- 写真付きパスポートの空白ページは最低3ページ必要とされています。
- Travel DocumentではeVISA申請はできず、最寄りのマレーシア公館で通常ビザが可能か確認するよう案内されています。

- 申請情報に誤りがある場合、VTRは支払い前であれば修正可能ですが、VDR案件は支払い前に承認レター発行元へ修正依頼するよう案内されています。
- 旅券情報と申請情報が一致しないeVISAは無効になります。

3. Account (アカウント関連)

- 個人アカウントは、公式サイトで**Sign Up**し、個人情報とログイン情報を入力して登録します。仮パスワードが登録メールに送られ、初回ログイン時に変更が必要です。
- ログインは、メールアドレス入力 → **OTP送信** → **6桁OTP**とパスワード入力、という流れです。
- 確認メールが届かない場合は、迷惑メール確認に加え、**Gmail / QQ / Hotmail / Yahoo!** のメールアドレス利用が推奨されています。
- パスワード再発行は、メールアドレスとパスポート番号を使って行います。
- パスワードは**8文字以上**で、数字・文字・記号を組み合わせた複雑なものが推奨されています。
- **Employer** (企業) アカウントもありますが、これは会社登録番号 (ROC) を使って登録し、外国人労働者や家事使用人向けビザ申請を扱う仕組みです。一般の保護者ビザ案件とは別系統です。

4. Visa Exemption for People's Republic of China (中国籍向けビザ免除)

- 2025年7月17日以降、中国の普通旅券または公務普通旅券保持者は、社会訪問目的で**1回30日**までの入国についてビザ免除とされています。
- ただし**180日間**で合計**90日**を超えて滞在してはならず、**MEV**を希望する場合は別途ビザ申請が必要です。

5. Visa Without Reference (VTR / 社会訪問向けeVISA)

- VTR対象の国籍一覧が示されており、該当国籍は社会訪問のためにeVISAを申請する仕組みです。
- 申請場所は「世界中から可能。ただしマレーシア、イスラエル、北朝鮮を除く」と説明されています。
- アフガニスタン旅券保持者は、eVISA前にVDR取得が必要です。
- インド国籍者は、**2026年12月31日**までの社会訪問SEVに限りビザ免除とされています。
- VTRに必要な基本書類として、スタジオ撮影の証明写真、**6か月超有効**のパスポート顔写真ページ、必要に応じた復路航空券、未成年者の出生証明、支払済み宿泊証明、その他補足書類が挙げられています。
- 複数のホテル予約や航空券がある場合は、**1ファイル**にまとめてアップロードするよう案内されています。
- 招待状を出せない場合は、英語のカバーレターを作成し、理由を説明してアップロードするよう案内されています。
- 友人・親族宅に滞在する場合は、滞在先住所、友人・親族の氏名、身分証番号、電話番号などを書いた簡単な英文レターを作成し、宿泊証明欄にまとめてアップロードするよう説明されています。
- 写真規格は厳格で、白背景、直近**6か月以内**、**35mm×50mm**、頭部全体が写るスタジオ撮影写真である必要があります。スキャン写真やセルフィーは不可です。

6. Visa With Reference (VDR / eVAL案件)

- 社会訪問、就学、専門職、一時就労、医療などのために、すでにeVALまたはVDR承認レターを受けている外国人は、eVISA申請対象になります。

- このカテゴリでは、主に「パスポート顔写真ページ（スキャン、6か月超有効）」と「有効なVisa Approval Letter（eVAL / VDR）」が必須書類として示されています。
- つまり、留学・扶養・保護者案件では、現地で承認されたVDR / eVDR / eVALレターが、オンライン申請の中核書類になります。
- VDR案件で申請情報に誤りがある場合、支払い前に承認レター発行元へ訂正を依頼すべきと説明されています。

7. Medical eVISA（医療渡航）

- MHTC加盟病院で治療を受ける場合に限り、Medical eVISA申請が可能です。
- 病院の appointment letter が必要で、出発日および受診日の少なくとも14営業日前の申請が求められます。
- 同行者は最大2名までで、配偶者・親・子・祖父母・兄弟姉妹・看護師・家事使用人など一定範囲に限定されます。

8. Payment（料金・支払い）

- 料金項目は、国籍別のVisa Fee、固定のProcessing Charge（RM105.00）、そして決済手数料です。
- 決済方法は、クレジットカードと一部e-wallet（例: Alipay, WeChat Pay）が案内されています。
- 支払済みの料金は、結果にかかわらず返金不可です。これは処理料・利便性手数料を含みます。

出典: <https://malaysiavisa.imi.gov.my/faq>